

愛知県いじめ問題対策委員会及び愛知県いじめ問題調査委員会条例をここに公布する。

平成二十六年十月十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十六号

愛知県いじめ問題対策委員会及び愛知県いじめ問題調査委員会条例

目次

第一章 愛知県いじめ問題対策委員会（第一条―第七条）

第二章 愛知県いじめ問題調査委員会（第八条・第九条）

附則

第一章 愛知県いじめ問題対策委員会

（設置）

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十四条第三項の規定に基づき、教育委員会に愛知県いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議するほか、法第二十四条又は第二十八条第一項に規定する調査を行う。

（組織）

第三条 対策委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第四条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条 対策委員会は、委員長が招集する。

2 対策委員会においては、委員長が議長となる。

3 対策委員会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(専門委員)

第六条 対策委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項について対策委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑則)

第七条 この章に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

第二章 愛知県いじめ問題調査委員会

(設置)

第八条 法第二十八条第一項の規定による調査の結果について法第三十条第二項又は第三十一条第二項に規定する調査を行わせるため、愛知県いじめ問題調査委員会を置く。

(準用)

第九条 第三条から第七条までの規定は、愛知県いじめ問題調査委員会について準用する。この場合において、第三条第二項及び第六条第二項中「教育委員会」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月一日から施行する。